

帰国・外国人児童生徒等指導協力者派遣事業
ボランティア(指導協力者)募集要項
仙台市教育委員会

仙台市教育委員会では、仙台市立の小・中学校で、外国語の通訳や簡単な日本語の指導をしてくださるボランティア(指導協力者)を募集しています。

1. 募集のねらい

現在、仙台市内の小・中学校には、日本語の理解が十分ではない外国人児童生徒や各国からの帰国児童・生徒が多数在籍しています。彼らの中には、日本に来てからまだ日も浅く、日常生活はもとより学校生活においても大変苦労している方が多くいます

仙台市教育委員会では、このような子どもたちの負担を少しでも軽くするために、教師と児童・生徒、又は保護者の間のコミュニケーションを図るお手伝いや、簡単な日本語の指導をしてくださる指導協力者を募集しています。

指導協力者との母語でのコミュニケーションは、彼らの不安を取り除き、精神的な安らぎを与えることができますと思います。指導協力者との交流を通して、これらの子どもたちが一日も早く日本の生活に慣れ、充実した学校生活が送れるようぜひ御協力をお願いいたします。

2. 活動の内容

願うする活動の内容は、主として次のようなものです。

- ① 母語でのコミュニケーションにより、児童・生徒の不安感を解消させること。
- ② 児童・生徒への簡単な日本語の指導、又はその手伝い。
- ③ 学校と保護者の間の通訳。

※ 一回の派遣時間は、2時間程度。

※ 学校の教育方針の説明、諸経費や通信票の内容説明等のために御協力いただくことがあります。

3. 募集の条件

- ① 英語、中国語、韓国語、ネパール語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語等の言葉を話すことができ、かつ日本語を話せる方
- ② 平日の午前9時から午後5時の間に活動できる方
- ③ 夜間学級(平日の午後5時30分から午後9時00分の間)で活動できる方

4. 応募の仕方

『指導協力者申込書』(別紙)を下記「応募先・問い合わせ先」に持参又は郵送して応募(登録)します。

5. 派遣の手続き

- ① 小・中学校長から派遣の要請があった場合、登録していただいた指導協力者の中から、教育指導課がお住まいの場所、交通手段などを考慮して選びます。
- ② 教育指導課の担当者が、指導協力者の方に御協力いただけるかどうかの電話連絡をいたします。
- ③ 指導協力者の了承を得たうえで、教育指導課の担当者が学校に連絡します。
- ④ 学校(主として教頭)が指導協力者に直接連絡をとりますので、訪問日時等の詳しい打合せをしていただきます。

6. 派遣回数

第1期派遣として20回指導していただきます。第1期派遣終了後、学校からの児童・生徒の状況報告により、第2期として10回の追加指導をお願いすることもあります。更に、児童生徒の実態により第3期として10回の再度追加指導をお願いすることもあります。

7. 謝金の支払い

教育委員会が学校からの報告書に基づき、1回の派遣につき2時間を謝金の対象にし、指導対象児童生徒数にかかわらず、謝金を指導協力者の銀行口座に振り込みます。

謝金額は、派遣校がお住まいの場所から

6km内のときは、4,000円(税引き前)、

6kmを超えるときは、4,500円(税引き前)となります。

※ 一日2時間を越えて指導したような場合、超過時間帯は謝金の対象外になります。

8. 備考

- ① 学校から要請のあった言語によって指導協力者を派遣することになるため、派遣要請が一度もない場合もあります。
- ② 派遣が決定し、学校を訪問する場合、行き帰りの事故等について保障する保険はありません。

〈応募先・問合せ先〉

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5-12 13階
仙台市教育局学校教育指導課 帰国・外国人児童生徒等教育 担当
TEL:214-8875 FAX:264-4437